

令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金実施要領

(目的)

第 1 この要領は、「令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」第 24 条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(交付申請書に添付すべき書類)

第 2 要綱第 5 条第 1 項に定める別に定める書類は、様式第 1 号（交付申請書チェック表）、様式第 2 号（補助対象者要件等に関する誓約書）及び別表 1 に定めるとおりとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第 3 要綱第 13 条第 1 項に規定する別に定める書類は、様式第 3 号（実績報告書チェック表）及び別表 2 に定めるとおりとする。

(実績報告書の提出期限)

第 4 要綱第 13 条第 1 項に規定する知事が別に定める日は、当該年度の 2 月 12 日とする。

(補助事業の完了)

第 5 要綱第 13 条第 1 項に規定する補助対象事業の完了とは、補助対象設備の導入、検収及び補助対象経費の支払いが全て完了した状態をいう。

(取得財産の増設、改修等に伴う手続)

第 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える設備の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等をしようとするときは、様式第 4 号（取得した設備等の増設（改修、移転、更新等）届）を作成し、知事に提出するものとする。

(災害の報告)

第 7 補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間内に天災その他の災害を受けたときは、ただちに様式第 5 号（取得した設備等の災害報告書）を作成し、知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 13 日から施行する。

別表 1 (第 2 関係)

1	交付申請者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※申請者が法人の場合に必要 ※交付申請日時点で、発行日が3か月以内のものに限る
2	交付申請者の住民票の写し ※申請者が個人の場合に必要 ※交付申請日時点で、発行日が3か月以内のものに限る ※マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る
3	県税に未納がないことの証明書 ※交付申請日時点で、発行日が3か月以内のものに限る
4	補助対象者要件等に関する誓約書（様式第2号）
5	補助対象設備（高効率設備（太陽光発電設備を併せて導入する場合を含む））を設置する建物の平面図及び当該設備の設置予定場所が分かる図面 ※補助対象設備を複数種類設置する場合は、図面上で設備の種類、型番等が判別できるように作成すること
6	従前の設備の設置位置が分かる図面 ※従前の設備を更新する場合に限る
7	補助対象設備（高効率設備（太陽光発電設備を併せて導入する場合を含む））のカタログ、仕様書等の写し（設備の仕様が分かる書類）
8	省エネ診断等による事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握結果が分かる書類
9	補助対象設備（高効率設備（太陽光発電設備を併せて導入する場合を含む））が要綱の要件を満たすことを証する書類 ※高効率空調機器又は高効率給湯機器の場合は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（環境省）等により省CO2効果を算定した書類を提出すること ※高機能換気設備、高効率照明機器、コージェネレーションシステム又は太陽光発電設備の場合は、要綱別表第1に定める要件に適合することが分かる仕様書、計算書その他の書類を提出すること
10	温室効果ガス排出量の削減に係る計画（脱炭素計画書） ①事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減目標 ②実行する温室効果ガス排出量削減策 ③社内における推進体制 ※申請時点で脱炭素計画書が未策定の場合、完了実績報告時に提出すること
11	補助対象設備（高効率設備（太陽光発電設備を併せて導入する場合を含む））の設置前又は改修前の状況が確認できる写真（カラーのもの）
12	工程表
13	ふくしま産業育成資金（カーボンニュートラル枠）を活用する場合は、その活用が確認できる書類
14	費用の総額及び内訳が分かる見積書の写し ※交付申請日時点で、有効期限内であること
15	預金通帳等の写し（振込先口座が確認できる書類）
16	その他知事が必要と認める書類

別表2（第3関係）

1	契約書の写し
2	補助対象設備（高効率設備（太陽光発電設備を併せて導入する場合を含む））の設置後又は改修後の状況が確認できる写真（カラーのもの）
3	請求書の写し
4	支払いが確認できる書類の写し
5	補助対象設備の納品書、検収書、引渡書その他設置完了が確認できる書類の写し
6	導入した補助対象設備（高効率設備（太陽光発電設備を併せて導入する場合を含む））の型番、仕様等が確認できる書類（納品書、保証書、仕様書等）
7	太陽光発電設備を導入した場合は、当該設備の出力及び発電量計測機器の設置が確認できる書類
8	ふくしま産業育成資金（カーボンニュートラル枠）を活用した場合は、当該資金の活用実績が確認できる書類
9	温室効果ガス排出量の削減に係る計画（脱炭素計画書） ①事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減目標 ②実行する温室効果ガス排出量削減策 ③社内における推進体制 ※申請時点で未提出の場合
10	その他知事が必要と認める書類